

公害の定義

「公害」は、環境基本法（2条3項）により、

1. 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる
2. 相当範囲にわたる
3. 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって
4. 人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

と定義されており、3に列挙される、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の7種類の公害は、「典型7公害」と呼ばれています。

なお、上記2に規定される「相当範囲にわたる」については、人的・地域的に広がりある被害を公害として取り扱うという趣旨で、被害者が1人の場合でも、地域的広がりが認められる場合は、公害として扱われます。

また、被害は、既に発生しているもののほか、将来発生するおそれがあるものも含まれます。

公害紛争処理の対象は、こうした公害に関する紛争です。例えば、低周波音による紛争もそれ単独では先述の公害類型には該当しませんが、騒音・振動に関係するものと考えられる場合は公害類型に該当し、制度の対象になります。